

## 郡山市Z世代職員コミュニティ会議設置要綱

### (設置)

第1条 社会情勢の変化及び住民ニーズを的確に捉え、柔軟な発想や若い感性を市政に反映するとともに、若手職員のコミュニティ形成及び人材育成に資するため、郡山市Z世代職員コミュニティ会議（以下「Z世代会議」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 課等 次に掲げる所属をいう。

ア 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条に規定する課及び室（課に置かれる室を除く。）並びに第8条に規定する会計課並びに第3章に規定する出先機関

イ 郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条に規定する課及び教育機関

ウ 議会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局

エ 郡山市上下水道局管理規程（昭和40年郡山市水道局規程第1号）第2条に規定する課

(2) Z世代職員 平成7年4月2日から平成25年4月1日までの間に生まれた職員をいう。

### (職務)

第3条 Z世代会議は、次に掲げる職務を行う。

(1) 課等の長からの相談に対する提案等に関すること（以下「Z世代相談支援」という。）。)

(2) 政策課題の調査研究に関すること（以下「委員提案」という。）。)

(3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 Z世代会議は、公募により選ばれた職員及び課等の長が推薦するZ世代職員（以下これらを「委員」という。）をもって組織する。

### (Z世代会議)

第5条 Z世代会議は、必要に応じ、ダイバーシティ推進課長が招集し、ダイバーシティ推進課Z世代活躍係長が議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、ダイバーシティ推進課Z世代活躍係の係員がその職務を代理する。

3 Z世代相談支援の内容は課等の長から受けた相談をもとに、委員提案の内容は委員の協議により、ダイバーシティ推進課長が決定する。

### (支援等)

第6条 ダイバーシティ推進課長は、Z世代会議の委員に対し、その職務を円滑に行うための研修、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 ダイバーシティ推進課長は、Z世代会議で行った討議等の経過及び結果について、関係する課等の長に報告する。

### (課等の協力)

第7条 課等の長は、所属する職員が委員としてZ世代会議に参加するため業務の調整等、時間の確保に努めなければならない。

2 課等の長は、Z世代会議において、必要な説明、資料等の提供を求められたときは、速やかにこれに応じるよう努めなければならない。

(庶務)

第8条 Z世代会議の庶務は、市民部ダイバーシティ推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、Z世代会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。